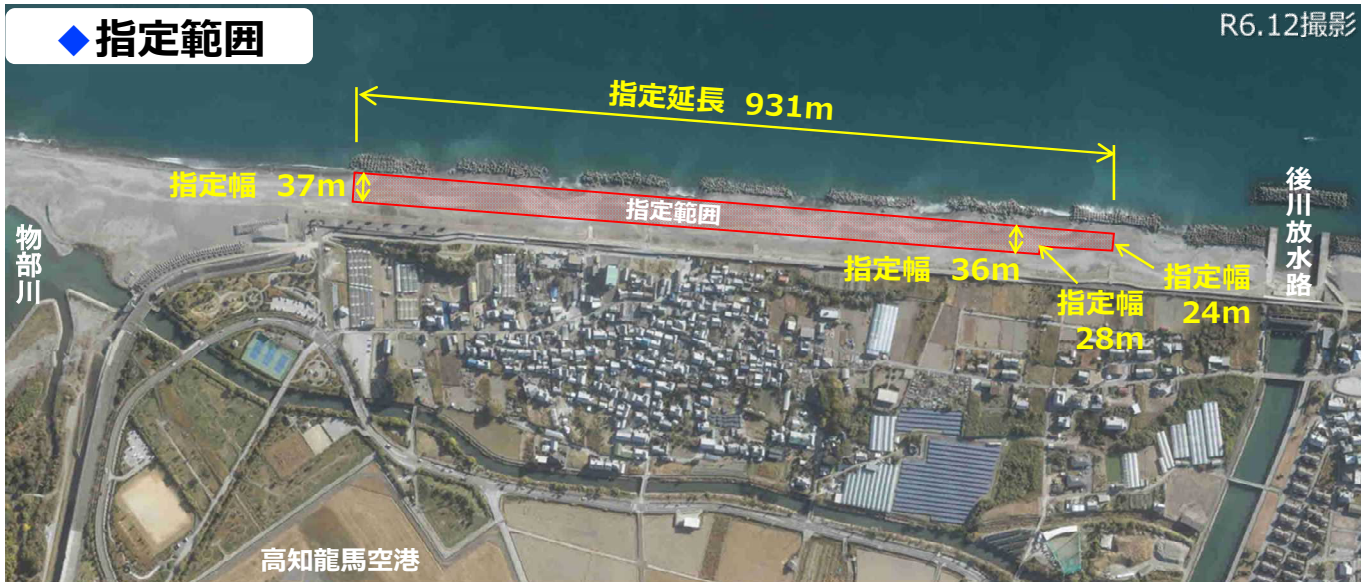


砂浜の海岸保全施設指定について（十市前浜海岸）

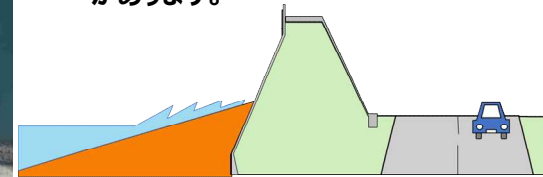
- 海岸法第2条に基づき、**砂浜を海岸保全施設として指定**することで、海岸を防護する機能を有する施設に位置付けられるようになりました。
- 地域の安全・安心を確保しつつ、**砂浜の機能を維持し当海岸を引き続き適切に保全**していきます。

◆ 指定範囲

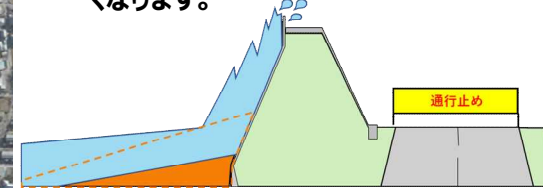


◆ 砂浜の必要性

① 砂浜には台風の時など、波を弱める効果や、堤防の洗掘を防止する機能があります。



② 砂浜が減ってくると、波を弱めることができなくなり、波が堤防を越えやすくなります。



- 十市前浜海岸の「砂浜」を令和8年3月25日に海岸保全施設として指定しました。
- 海岸保全施設とは、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸を保全するための施設であり、波浪を減衰させる機能等を期待できる砂浜についても指定できるとされています。
- 四国における「砂浜の指定」は、土佐市の新居海岸（R8.2.1指定）に続いて2例目（全国では12例目）となります。

お問合せ先
高知県土木部 港湾・海岸課
海岸管理調整担当
☎ 088-823-9886